

## 埼玉純真短期大学 こども学科規則

### (目的)

第1条 埼玉純真短期大学こども学科（以下、「本学科」という。）は、こどもに関する専門知識を授け、向上心にあふれ優れた人格と協調性を持つ人材の育成を目的とする。

### (趣旨)

第2条 本学科に関する事項は、埼玉純真短期大学学則（以下、「学則」という。）に定めるもののほか、この規則による。

### (教育課程)

第3条 本学科における教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目をもって編成する。

### (教育課程の履修)

第4条 授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

- 2 授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。
- 3 履修すべき授業科目及び修得すべき単位数並びに卒業に要する単位数は、別表のとおりとする。

### (進級条件)

第5条 第1年次終了時において、修得単位が合計20単位に満たない者は、第2年次以降の授業科目を履修することができない。ただし、審査の上、第2年次以降の授業科目の履修を認められた者は、この限りではない。

### (履修の手続)

第6条 学生は、毎学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目及び単位数を所定の期日までに届け出なければならない。

### (試験の種類)

第7条 試験は、学期末に行う定期試験のほか臨時に行うことがある。

- 2 定期試験にやむ得ない理由で欠席した者については追試験を行う。
- 3 定期試験に不合格になった者については再試験を行うことがある。

### (単位の認定)

第8条 本学科の授業科目を履修し、成績の評定により合格した者には、所定の単位を認定する。

(学位の授与)

第9条 本学科を卒業した者には、短期大学士（こども学）の学位を授与する。

(免許及び資格)

第10条 本学科で、取得できる免許及び資格は次のとおりとする。

- ① 小学校教諭二種免許状
  - ② 幼稚園教諭二種免許状
  - ③ 保育士資格
  - ④ 司書資格
  - ⑤ 司書教諭資格
  - ⑥ 社会福祉主事任用資格
  - ⑦ その他
- 2 幼稚園教諭二種免許状については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
  - 3 保育士資格については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
  - 4 小学校教諭二種免許状については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
  - 5 司書資格については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
  - 6 司書教諭資格については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。
  - 7 社会福祉主事任用資格については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を習得しなければならない。
  - 8 その他の資格については、別表に定める卒業単位を満たすほか、別表に定める授業科目を履修し、単位を習得しなければならない。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

この規則は、平成21年4月1日より施行する。